

令和6年度第2回三田市地域福祉審議会 議事録

日 時	令和7年1月17日（金）10時00分～12時00分
場 所	市役所本庁舎3階302会議室B
出席者	川本会長、畑副会長、大島委員、岡田委員、寿賀委員、久保委員、下嶋委員、古田委員、安田委員
欠席者	宮城委員、戸出委員
事務局	健康福祉部：入江部長 鶴次長 地域福祉課：宮城課長、芦田副課長、松田係長、池田係長、森山
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

1. 開会

2. 健康福祉部長あいさつ

3. 協議事項

(1)三田市重層的支援体制整備事業実施計画(案)について 【資料1・2】

4. その他

5. 閉会

2 協議事項

(1)三田市重層的支援体制整備事業実施計画(案)について

【事務局】三田市重層的支援体制整備事業実施計画(案)の概要について説明。

【川本会長】事務局からの説明に対して不明な点等あればご意見いただきたい。

【古田委員】【資料1】P2に記載のある「基本目標」は地域福祉計画を参照していると思うが、地域福祉計画と重層的支援体制整備事業では「基本目標」の記載順序が異なる部分がある。これは重層的支援体制整備事業を推進していく上で文言の置き換えが必要ということか。

【事務局】本計画を重層的支援体制整備事業に特化した内容とするため、記載順序を変更している

【古田委員】【資料1】P7「基本方針1」【重点項目】の“◆”3つ目も記載文言の

序列を変えている。これも同じような考え方であえて序列を変えているのか。

【事務局】より趣旨が伝わりやすい内容となるように一部記載順序を変更している。

【古田委員】【資料Ⅰ】P13 参加支援事業は令和7年度より実施予定として記載されているが、どのような形で推進していくのか。

【事務局】参加支援事業の受け入れ団体を模索しており委託という形で実施予定。

【川本会長】地域福祉計画はかなり理念的・方針的で抽象度の高い文言を使用している。重層の会議では具体的に実務レベルでどうしていくのかを議論している。事業を今年度で全て完結するのではなく時間をかけながら作り上げていくという点で参加支援事業を令和7年度から実施していく。

【下嶋委員】【資料Ⅰ】P7「基本方針Ⅰ」【重点項目】の“◆”3つ目で「19～64歳」を定義している。現在老人会の組織も衰退傾向にあり、三田市における75歳以上の人口は1万3,000人以上いると言われているが、老人会の会員数は現在2,000人ほどである。クラブ数も以前は90以上あったが今は39クラブしかなく減少傾向にある。組織・団体から外れた人に対するフォローが課題であると考えているが、「19～64歳」と記載しているのは、それ以外の年齢を老人クラブ等に任せるということか。

【事務局】0～18歳の児童と言われる年齢は児童福祉の分野で相談に対応している機関がある。65歳以上の人に対しては地域包括支援センターで全ての困りごとを受け止める相談窓口を設けている。しかし、19～64歳になると総合的な相談窓口がなかったため、その年齢層に対する支援体制ということで記載している。既に従来の支援体制で対応できている分野については引き続き支援を継続し、これまで対象にできていなかった年齢層に対しては、今後困りごとをキャッチし支援できる体制づくりを行う。

【古田委員】19～64歳の年齢層の人たちは現在どこに相談しているのか。

【事務局】障害をお持ちの方は、障害者の総合相談窓口を利用するなど、総合的な相談窓口はないが、分野ごとの相談窓口は設けているため、各分野で支援を行っている。

【古田委員】【資料Ⅰ】P13に相談支援や参加支援、地域づくりなどが記載されているが、「第Ⅰ号」の部分に相談支援を受ける部署が追加されるという認識で良いか。

【事務局】特化した窓口ではなかったとしても困りごとをまずは包括的相談支援事業で受け止める。それに対応できない場合は、多機関協働事業で困りごとを抱えた人に対してどのように支援できるのかを各分野の専門職が集まって検討する。

【川本会長】19～64歳と記載すると違和感を抱くかもしれない。言葉の意図としては、働く世代や生産年齢人口を指していると思うが、児童福祉法で18歳未満は児童福祉の対象とされており、就業年数の延長で64歳というところになっている。この年齢層においては、制度的に総合的な対応をすると明記

されていることが少なかった。ここで重要なのは「包括的」という言葉であり、これまでまとめて引き受けることがなかなか実現していなかったことを強調している。内容に異論があるというより表現的に記載を加えるなど検討しても良いのではないか。

【寿賀委員】福祉というと高齢者や子ども、介護や生活困窮などの分野に分けられることが多いが、「外国人支援」となると言葉や制度など全体的にどの分野にも関わってくる。各分野ではなく全体に共通することとして検討してもらっていると理解している。高齢者や障害、外国人など分野別の重層的支援体制が表に出てくるような記載でもいいのではないか。

【資料1】P6にイメージ図が2つ掲載されているが、上の図では多機関協働がそれぞれにかかってくるような理解であるが、下の図では、多機関協働が相談の中に入っているため、相談として多機関協働があるように感じてしまう。個人的なイメージとしては、下の図でも「多機関協働」は3つの支援をつなぐというイメージがあっても良いのではないか。今回資料として配布された2つの事例についても、一つの窓口では解決できない多機関協働を元にしたものであると思う。このような事例は実際に起こっており、各分野が連携することで支援につながられるようにすることは非常に重要であると思う。

「事例②」に対して補足すると、国際交流協会以外にも外国人の支援団体等の協力を得て支援を行っている。

【事務局】イメージの部分については、表現を工夫していければと思う。

【久保委員】保護司は、罪を犯した人の出口支援を行っている。その背景は複雑で「包括＝重層的な支援」として既に社協と協力して取り組んでいるが、福祉や医療、健康などとは分野が異なる。保護司は必ず罪を犯した人の支援を行い、現在は被害者支援や再犯の防止も追加されている。保護司としては重層的支援体制整備事業を本格実施することに対してとても嬉しく思っている。

罪を犯した人でも重層的な支援を受けられるということは既に実践しているため、今後他の分野においても浸透していけば保護司としてこの会に参加する意味がある。周知方法は難しいと思うが、行政の方できめ細やかな周知を図ってもらいたい。保護司としては、市のどの部署が何を扱っているかということを知りやすいようにしてもらえればより良くなると思う。

【畑副会長】障害をもっていたり年齢が若かったりと各制度に関する機関はあるが、再犯については対応する制度がないため支援がしにくい。専門の窓口に行っても対応ができないと直接的な支援をしてもらえないケースが起きている。保護司を通じて地域福祉支援室に相談してもらうことで、生活安心サポートセンターや権利擁護・成年後見支援センター、民生委員・児童委員などにつなぎ、各分野・立場のネットワークを張って検討の場

を設けている。犯罪を犯したことで本人としても社会への参加に対してハードルが高くなっている。そこで、ネットワークを活用して支援することで安心して暮らすことができる。

【久保委員】重層的支援体制は整備できていても実際に実行できているところが少ない。三田市はその点においても評価されている。今後は広く知ってもらうことも必要だと思う。

【畑副会長】他市では行政を中心に保護司会や福祉が連携する場を設けているが、三田市は現場レベルで実施しているということで法務省の大臣賞を社協が受賞している。

下嶋委員が年齢のことを述べていたが、地域福祉計画では取り組みをする上で19～64歳への相談支援を附加することが大きなポイントであったため記載しているが、該当しない人に対しても受け止めるという記載でも良いのではないのか。制度の窓口はあったとしても対応できていない人もいる。相談できないから二度と相談しないというのではなく、地域福祉支援員と一緒に外向いて課題解決の糸口を探すと各機関につないでいくことができたり多機関協働に相談できたりするのではないのか。記載を変更できるのであれば、19～64歳ではなくより幅広く受け止めるという記載でもいいのではないのか。特に触法の方になると年齢や制度ではなくなってくるため受け止めることが難しくなる。この機会に支援対象を広げても良いのでは。

【久保委員】生きづらい世の中でここに障害を持っていないとしても、ボーダーを超えている人が多い。犯罪を犯した人に対して精神疾患鑑定を行い、精神疾患があるとされた場合、今度は被害者の方がどこに相談すべきかという問題がある。

そのため、大きな枠の中で受け入れることが必要。マネジャーを置くということだが、どこの課に所属するかが分かるように明記してほしい。

【川本会長】「多機関協働事業」が横断的になっているという点を言葉でしっかり説明した方が良いように感じた。多機関協働事業というのは横のつながりをどこの範囲まで広げるのかという問題がある。企業や行政、福祉や地域住民も含めて多機関は協働していくということを指し示すものである。これまで通りの窓口で対応できることは継続して実施する。相談できる相手は無数にあることが望ましく、窓口と言わなくても受け取った人がどこに相談すればいいか分かりやすくしていくことが必要。相談を受けとった人が困りごとを受け止めて専門機関につなげるようにするためにも総合相談窓口の機能は必要である。多機関協働というのは普段から様々な人とつながりあうということ。困りごとがあったときに具体的にどうしていくかを相談できる会議体が支援会議である。多機関協働に基づく会議をするということで相談支援事業の中に入っていると理解している。多機関協働の核となるところはそれぞれ異なるが、教育機

関との関係をどのように結び付けていくのか、義務教育を終えてからの切れ目のない相談支援を行うことが重要。

障害でもない「境界知能」と呼ばれるIQ値が低く生きづらい人たちには、犯罪を犯すに至る起点が複数あり、矮小化しすぎずに広く多機関協働について協議していくことが必要。誤解なく伝わるように説明の仕方が重要になる。再犯防止は地域福祉の中で書くべき事項である。事例を積み重ねていくことで具体的にどのようなことをしているかが分かる。どのような属性の人たちが関わっているのかが見えてそこから支援につなげたということが広く一般に伝わる必要がある。特に再犯は一番偏見・差別の対象となりやすい。戻ってきた時に地域における居場所がないことや、生活保護など給付しか方法がないことが問題である。「ここに居て良い」という承認がないと仕事があったとしても再犯につながってしまう。地域づくりにおいては非常に重要なケースであるため可視化していくことは重要。

【畑副会長】「重層」というのは制度を超えてのつながりや協働であり、国からも教育や福祉など各分野に向けて通達がある。しかし、福祉分野は「協働しなければいけない」という意識があっても、現場レベルで縦割りになってしまうと重層的支援の意味がなくなってしまう。教育の部分は特に重要であり、学校では解決できない部分が多い。協働することで各分野の負担が楽になるが、協働することを負担に感じている。国として協働して実施することが必要であると通達していることを前面に出した方が良いと思う。地域福祉計画が総合計画の下にあるが、その形を行政として揃えた方が良いのではないかと。各分野で掲載されている体制図がバラバラになっているため、考え方や理念も異なってしまう。計画や体制図は全て同じものを使用した方が多機関協働をする上で意識をそろえる観点でも効果的ではないか。担当レベルで分野を超えてつながりながら協働していくことが必要。

【川本会長】表現の在り方についてももう少し説明を加えておかないと解釈の違いが生まれてしまう。

【久保委員】重層に関する勉強の機会を設けている保護司であっても、「重層的支援」について理解できている人は多くないと思う。周知することが非常に重要である。大きな範囲で捉えてもらえたらと思う。現在危惧していることは、部活動の地域移行により経済的にスポーツができない子どもの居場所がどこにあるのかということ。詐欺に巻き込まれる可能性もある。様々な立場の人が各分野で見ていることが必要な時代であると思う。

【川本会長】どういう事例を取り扱って、どのような取り組みをしているのかという実態が見えてくると議論が発展していくと思う。三田で実施している取り組みを元に、他市の事例を参考にしながら継続的に取り組み方針を検討していくような、ブラッシュアップされていく進捗管理が必要。

地域福祉計画推進の一つとして進捗状況を共有してもらえればと思う。

【下嶋委員】市民に対してどのように本計画の周知を図るのか。

【事務局】担当している職員レベルでも理解が難しい事業であると思っている。

実感としてとらえないと伝わりにくいため、まずはポイントとなる関係機関・団体に向けて説明し、各機関・団体の理解を得てその領域内に広げてもらいながら市民への周知を図る。重層的支援体制整備事業は体制を整備する事業であり、令和7年度から本格実施するが、スタートするときには全て整っているわけではない。取り組みを進めながらブラッシュアップし、より充実したものにしていけることが求められていると認識している。関係機関の協力を得ながら地域福祉計画の進捗管理の中でご意見をいただき進めていければと思う。

【川本会長】行政職員や関係機関へまずは理解してもらい、説明力をつけていきながら関係機関・行政を通して市民へ伝えるような流れになると思う。分かりやすい言葉を使用したり概要版を作成したりと段階を追いながら説明力をつけていくものであると思う。

【大島委員】枠組みを捉えないことが一番重要であると思う。協議に参加する人たちがどのような人になるかは、本来当事者の課題に応じて変えるべき。

【資料①】P13に記載されている人たちのなかで重層的支援体制整備事業を回していくようなイメージになってしまうため、対象者に合わせ必要な人材が集まって議論するということが理解できるようにする必要があると思う。そのためには相談窓口同士の相互理解が必要であり、理解しあうことが多機関協働の肝となる部分である。

事例としてイメージしたのは主婦のひきこもりや地域につながりたくない人。概念としては地域支援になるが、物理的地域ではないインターネットなどの場づくりも必要であるように感じた。企業から排除されている外国人が相談に来ることもあるが、代弁者が代わりに相談している。まちの中に代弁者的な存在を増やしていかないことには困りごとをキャッチできない。また、相談窓口に来れない人たちに対してどう取り組んでいくかが非常に重要である。地域づくりや代弁者を増やすなどにより、その点についても対応できれば良いのではないかと思う。参加支援のゴールを就労ベースにしていけないことがとても評価できると思う。

【川本会長】ケースを蓄積することで見えてくる部分もある。

社協が担っている「アウトリーチ」の部分で相談に来てもらうだけではないという点も重要であると思う。